

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	福井市 18201
地域名 (地域内農業集落名)	三十八社

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	17.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	15.7 ha
② 田の面積	17.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・耕作者ごとに農地の集約化を進めている。 ・ブロック単位に共同経営を行っている。 【農業者】・「農業を担う者」である認定農業者と組合員で、耕作、水管理や畦畔の管理などを役割分担し、協力して経営している。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者と組合員、及び組合員間で作業・経費・売上の分割を行うなど、共同で経営していく。 【将来の主要作物】水稻、麦、地域の特産品目(ソバ)、景観植物の栽培を行っていく。 【その他】ブロックごとに管理者を決めて管理作業を行い、定期的にローテーションする。営農継続できる農業者は引き続き耕作を行っていくが、離農により耕作できなくなった農地は入作を希望する認定農業者を受け入れることにより対応していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
営農継続できる農業者は引き続き耕作を行っていくが、離農により耕作できなくなった農地は入作を希望する認定農業者を受け入れることにより対応していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	43	%	将来の目標とする集積率 70 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の41%の農地を担い手(1名)が耕作し、その他は個人農家が管理している。複数の農家が農地を管理しており、集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、基盤整備により農地の条件を整えるなどし、エリアごとに受け手に農地を配分していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
複数の農家が農地を管理しており、集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、基盤整備により農地の条件を整えるなどし、エリアごとに受け手に農地を配分していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
集落全体で農地中間管理機構を利用している。今後、営農継続が困難になった農業者についても、農地中間管理機構を活用して農地を貸し付ける。また、入作を希望する集落外の認定農業者を受け入れるとともに、耕作地の交換を行い、農地の集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農薬散布、カントリーエレベーターを委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①電気柵等の対策を実施している。⑦景観植物の栽培を行っていく。⑧育苗ハウス、農舎の建設を検討していく。⑩プラン範囲内(三十八社町、浅水二日町地係)で貸付の意向が確認された農地は、248筆、140,437㎡となっている。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状				10年後 (目標年度:令和 年度)						
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考			
利用者		水稻、そば、野菜	2.0 ha	1.9 ha	水稻、そば、野菜	1.4 ha	2.0 ha	黄				
利用者		水稻、いちじく、野菜	3.4 ha	1.0 ha	水稻、いちじく、野菜	3.8 ha	1.0 ha	青				
認農		水稻	7.5 ha	0.0 ha	水稻	9.5 ha	0.0 ha	緑				
集		六条大麦、水稻、そば	0.0 ha	5.9 ha	六条大麦、水稻、そば	2.7 ha	5.9 ha	赤				
利用者		水稻	0.0 ha	0.1 ha	水稻	0.0 ha	0.1 ha	－				
利用者		水稻	0.9 ha	2.1 ha	水稻	0.0 ha	2.1 ha	－				
利用者		水稻	1.2 ha	1.5 ha	水稻	0.0 ha	1.5 ha	－				
利用者		水稻、野菜	1.2 ha	1.0 ha	水稻、野菜	0.0 ha	1.0 ha	－				
利用者		水稻	0.7 ha	0.0 ha	水稻	0.0 ha	0.0 ha	－				
利用者		水稻	0.5 ha	0.5 ha	水稻	0.0 ha	0.5 ha	－				
利用者		水稻他	0.3 ha	0.5 ha	水稻他	0.0 ha	0.5 ha	－				
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
			ha	ha		ha	ha					
計	11経営体		17.7 ha	14.5 ha		17.4 ha	14.6 ha					

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。